

目次

新たな強制使用手続き ----- 2
 陳述書(知花昌一)----- 3
 命を守る会・東京行動 ----- 5
 報告集会 ----- 6
 連載：やんばる便り 5----- 9
 連載：思いやり予算裁判 8---- 11
 地位協定見直し沖縄県案 ----- 14
 集会案内(2000年9月)----- 15
 お知らせ・訂正 ----- 16

軍用地を生活と生産の場に！

一坪反戦通信

No. 115

2000年8月28日

発行：沖縄・一坪反戦地主会 関東ブロック
 住所：東京都千代田区三崎町2-2-13-502
 電話：090-3910-4140 FAX：03-3386-2203 郵便振替：00150-8-120796
 ホームページ：<http://www.jca.apc.org/HHK/> 電子メール：hankach@jca.apc.org
 毎月1回 28日発行 一部200円 定期購読料 年2000円



2000年8月10日 「命を守る会」東京行動報告集会

米国大統領として四十年ぶりに沖縄を訪れたクリントンが、「沖縄は米日同盟の維持のために死活的役割を果たしてきた」とのべる一方、G8首脳宣言がまったく「沖縄に触れなかったことは、G8が沖縄の現況を容認したことである。それは「G8による琉球処分」であったと、私は思う。

それを踏まえて、「沖縄サミット」で布かれた警備体制の意味がとらえられねばならない。あの異常事態は、周辺事態法が発動された場合、沖縄が置かれる状況を先取りしたのではないだろうか。六・一五南北共同宣言によって、周辺有事の想定は、中台間の緊張に焦点が移りつつあるように見える。だがそれは、一時の現象にすぎない。「軍にとつての最大の敵は、敵の不在」にほかならないのだから、米軍と自衛隊は、必要に応じ、どこにでも、敵を造る。米軍が戦端を開き、自衛隊が参戦したとき、沖縄はどうなるか。それはあつてはならないことだが、「サミット」時の警備のありようは、「あつてはならない」その事態を、現実のものにしたのである。

二〇〇一年一月、中央省庁の大再編に伴い、「内閣府・総務省」体制が発足する。沖縄開発庁は、政府中枢である内閣府に組み込まれるが、それは政府が沖縄を「直轄支配」することを意味するだろう。

周辺事態であれ、日本有事であれ、戦争は、沖縄を盤石の踏み台にすることなくしては遂行し得ない。軍事的にも経済的にも、沖縄に鉄のタガをはめる動きはさらに加速する。そしてその中心に名護の新米軍基地建設がある。

心してかからねばなるまい。

(井上澄夫)

再改悪特措法による 新たな強制使用手続き

調書に署名・押印しないなら、サッサと私がやります！ 反戦地主は寝ていてください……。

二 一年三月で使用期限切れになる二米軍基地の強制使用をめぐって森喜朗内閣総理大臣は去る八月一六日、防衛施設局職員を指名して署名・押印が拒否された土地・物件調書に代理署名させた。昨年可決された特措法再改悪案が実施に移された最初のケースだ。

これまでは土地・物件調書に地主が署名・押印を拒否した場合、市町村長が代理署名し、裁決申請書は市町村長が公告縦覧する手続きになっていた(九七年の改悪・九九年の再改悪以前「旧特措法」)。今回の特措法再改悪で、市長村長から「代理署名」権限と「公告縦覧」権限が剥奪された。都道府県知事の代理署名と公告縦覧代行も廃止された。都道府県知事のなかからいわば「反乱分子」が生まれたとしても、強制使用を妨害させないための布石である。(注一)

代理署名させられた二米軍基地というのは、楚辺通信所内の知花昌一さん(反戦地主会の会員、読谷村議)の土地「二二六平米と牧港補給地区内の古波蔵豊さん(浦添市職労委員長)の土地「一四八平米。

九六年の期限切れ時、国に不法占拠され、貸してもいないのに借地料」を毎日持参された知花昌一さんは、今回契約拒否した経過について語る。「父親も二一年前に契約に心じた無念さがありました。(注二)」

強制使用手続きはこれに続いて、防衛施設局長の収用委員会への裁決申請段階へ進む予定だ。しかし収用委員会ではなく内閣総理大臣が、申請書を直ちに公告縦覧に供する(再改悪特措法による)ことができる。そればかりではない。収用委員会が使用裁決ではなく却下裁決を出して強制使用を不適當と決定した場合でも、建設大臣に行政不服審査法の審査請求を行えば暫定使用できる(改悪特措法による)のである。実質的に収用委員会の裁決権限はないに等しい。

神の国では強制使用もスイスイできるんですよ、国民のみなさん……。

さらに進んだ段階の手続きとして収用委員会での公開審理は行われるだろう。しかしほんの僅かな回数だけで、形式的な審理が行われるにすぎないのではないかと。地主側の堂々たる正義の主張で起業者を圧倒した審理は、これからはまったく期待できない。

私たちの共有地「嘉手納と普天間基地については九八年五月、収用委員会によってそれぞれ却下裁決、容認裁決が出されている。

却下裁決となった嘉手納基地については、那覇防衛施設局長が建設大臣へ審査請求中だ。請求は現在、関係人の主張について公害等調整委員会への報告が進行中と思われる。裁決による使用権原(しょうけんげん)が得られないため、現在は「暫定使用」中。旧特措法では地主に対して損失補償金支払いがされないと強制使用できなかった。防衛施設局職員が地主を訪問、安否が地主の家に補償金を持参してきた。しかし改悪特措法によって、損失補償のための担保(金)を提供すれば暫定使用が

続けられるように変わった。「適正な補償」のための担保(金)が供託されている、という通知が来るだけだ。

容認裁決が出て強制使用できる普天間基地の方は、当初は二一年までの一使用申請だった。しかし橋本・モンデール間で返還合意したため、申請変更。後日になって返還には移設条件がついていたことが判明した。移設できなければそれを理由に、返還せずに強制使用が続く可能性もある。

辺野古への移設「基地の沖縄県内ならいまわし」に対する住民による反対運動と、普天間の強制使用反対の運動とは強力な連携で持続できるはずだ。一日も早く、米軍の醜悪な「足跡を消す」ように我々は闘い抜こう！ (吉田)

注1 浦田賢治 編著 『沖縄米軍基地法の現在』、二二八頁。

注2 一九七六年に読谷村内部で契約地主と反戦地主との反目が起き、不本意ながら契約に心じた。(知花昌一「陳述書」 次頁参照)

| | |
|------------|---|
| 1999.07.08 | 特措法再改悪 |
| 2000.04.01 | 再改悪特措法施行 |
| 2000.04.14 | 那覇防衛施設局、強制使用権限取得手続き開始 |
| 2000.05.20 | 那覇防衛施設局、森義朗首相に対し土地の継続使用認定申請 |
| 2000.06.27 | 森義朗首相、使用認定 |
| 2000.08.16 | 防衛施設庁建設部の河野孝義土木課長、那覇防衛施設局で土地・物件調書に署名、押印 |
| 2001.03.31 | 使用期限切れ |

陳述書

知花昌一

私は、楚辺通信所、通称「象の檻」読谷村字波平原五六七番地に土地を所有しています。

土地取得の経過

「象の檻」の場所は前島・メージマといいますが、私の住むウチジマ(内島)から南「前」の方に有ります。二男、三男が分家するとき、家を建てたところです。

私の土地も、戦前、私の大おじいさんである知花平次郎が住んでいた宅地であります。平次郎じいさんは一九四五年四月一日、米軍が読谷から上陸したとき、娘を逃がす為に竹やりで戦い、米軍に撃ち殺され、その場に埋められました。遺骨は戦後まもなく収集され、墓に収められたようです。上陸した米軍は読谷村一帯を占拠し、一九四六年ごろから徐々に波平への帰還が許されるのですが、「象の檻」の地域はそのまま米軍基地に取られてしまいました。フィリピンから捕虜として引き上げてきた私の父、知花昌助が土地を引き継いだときにはすでに米軍基地として占領され、黙認耕作地としてのみ使用されていました。結婚した私の両親は「象の檻」にしか宅地が無かったので、仕方なく、移民で土地を処分する方から購入して今の住所、波平一七四番地に住むようになったのです。

一九五七年ごろから「象の檻」が建設されたようです。それ以来、私達は自分の土地に一步も入れない状態が続いてきました。

一九七二年沖繩が日本になる直前、私の父親は国が賃貸借契約を求めてきたにもかかわらず「象の檻」の地主八〇人と共に契約を拒否し反戦地主になりました。

ところが日本政府は沖繩にだけ適用する憲法違反の公用地暫定使用法を一九七一年に作り、一九七二年に適用し、土地の強制使用を続けながら、反戦地主への細切れ返還、契約地主との共連れ返還をちらつかせ、地主間の反目を煽り、契約を強要してきました。八〇人いた反戦地主も切り崩され、六〇人になった段階で、一九七六年契約地主と反戦地主との反目が地域共同体に良くないとし、私の父達は不本意ながら契約にに応じてしまいました。

それから二〇年後の契約が切れる直前に、親父から私に、契約するか、拒否するか相談がありました。父親も二〇年前に契約に応じた無念さがありましたので、契約拒否をする事で一致し、「象の檻」の土地を一九九四年に私に生前贈与することになりました。

国「那覇防衛施設局は執拗に契約を求めてきましたが、現在まで契約拒否を続けています。その理由は、

一つには、「象の檻」は米軍基地でありこれまで戦争に使われてきたし、これからも戦争に使われる軍事基地であるということです。

二つには、「象の檻」が有ることで波平地域が分断され、地域活動が阻害されている。

三つには、大おじいさんの住宅が有った所であり、おじいさんが米軍に殺され、埋められた大切な土地であること。

四つには、「象の檻」の私の土地は宅地であり、

子供達に住んでほしいと思う。

契約拒否後の国の対応

契約を拒否すると、国「那覇防衛施設局は執拗に契約を求めながら、一方では「売ってくれ」「値段はいくらでもいい」「色をつけるから」と言ってきましたが、お金の問題ではないと断りました。

一九九六年三月二六日、私達反戦地主の土地の強制使用にかかわる代理署名を拒否した大田沖縄県知事を被告とした代理署名裁判最高裁判決がでた翌日、「象の檻」の周囲をフェンスで取り囲む工事が早朝から始まり、一〇〇〇メートルの工事が恐ろしいほどの速さで夕方には工事が完了してしまいました。これは国が「安保条約は国の根幹を成すもの」として、憲法を侵しても米軍基地を守る為、何が何でも私の土地を強奪する事を示したものでした。

期限切れを迎えた一九九六年四月一日、私は家族と共に自分の土地に入ることを国に要求し、「象の檻」の前まで来たのですが、何の根拠も示さず拒否され、警察によって立ち入りを阻止されました。直ちに仮処分申請を行いました。

四月一日以来、国は一日六七六円を借地料相当分として、毎日一三人で現金を持参してきたんですが、貸しても無いのに借地料とはおかしい、違法行為ゆえの損失補償金として持つてくるように要求したのですが、損失補償金ではない、あくまで借地料なんだと言っていました。

ところが、一九九七年の四月二四日に米軍用地特別措置法の暫定使用適用で、三八九日の不法占拠分二六万円余は損失補償金として持つてきました。国は不法占拠を認めただけです。

仮処分申請と基地内立ち入り

四月一日、「自分の土地になんの法的根拠も無く立ち入りを拒否されたことは心外であり、立ち入りを直ちに認めよ」と仮処分の申請をしました。

国が「象の檻」への立ち入りを拒否する理由として

- 1 デリケートな通信施設だから一箇所に多くの人がたむろすると電波障害がおきる。
- 2 芝生の下にはアースマットが敷かれているので、踏むと切れる恐れがある。
- 3 電波障害が起ころるので電気器具や草刈機を持ち込みを禁止している。

と言ったことでした。

四月一八日、収用委員会の委員が現場検証のときは、一人一人の体重を申告させ、ベニヤ板を敷いて立ち入りを認めたにもかかわらず、四日後、一トンも有る草刈機が走り回っている写真、二名以上の人がたむろしている写真が見つかり、国の立ち入りを拒否する理由は全てうそだということが明白になった。国は土地収用委員会さえだまそうとしたのです。収用委員会は国の緊急使用申請を却下し、仮処分裁判でも裁判所は国の嘘を確認し、五月一四日、六月二日の二回の立ち入りを決定したのです。

使用期限が過ぎ、使用権原を失った国に対して、地主が自分の土地に立ち入り、確認すると言う当然なことが、こんなに困難を伴うとは異常なことであります。

戦後五〇年、沖縄の歴史の中で、自らの権利として、堂々と米軍基地の正面から立ち入ることは始めてであり、そのうれしさは格別でした。以前

だったら米軍に撃ち殺されていたでしょう。私の妻の伯父さんは基地の中に葉菸を拾いにいって米軍に見つかり、銃で撃ち殺されているのです。

不法占拠しておきながら、米軍用地特別措置法の改悪

一九九六年四月一日から不法占拠をした国は、世間の非難をかわす為と反戦地主と沖縄側の抵抗を封じる為、米軍用地特別措置法を改悪することを企んだのです。

この法律は

- 1 総理大臣が使用申請をし、土地収用委員会が審議をしている間は使用期限が切れても暫定使用ができる。
- 2 期限が切れた土地（私の土地）も遡って暫定使用できる。

というものでした。

これは審議の途中でルール（法律）を変えるところという卑怯どころか、不遡及の大原則を踏みにじることである。「泥棒が人のものを盗んでおきながら、盗んだ物を使わせる」ということであり、盗人猛々しいとはこのことである。

米軍用地特措法が一九九七年四月一七日に国会で成立するとき、傍聴しました。

世論調査では六五%がこの法律に反対の結果が出たのですが、参議院では八〇%が賛成し、成立してしまいました。私は悔しさに、いたたまれず「土地泥棒」と叫んだだけです。が、身柄を拘束されてしまいました。ところが検事側も起訴できる状態ではないとして、たいした取調べも無く釈放されました。

数の力によって、私達反戦地主の平和への願

い、土地を生活と生産の場合への願いがふみにじられた思いでした。

使用裁決について

沖縄県土地収用委員会は一九九八年九月三日に、私の土地に二〇〇一年三月末日までの使用裁決を行いました。これは沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告での「象の檻」の返還時期に合わせたものでしたが、それはまた、憲法違反の米軍用地特別措置法を追認するものであり、残念でなりません。

新たな強制使用申請手続きの始まり

国は二〇〇〇年四月に入り、私に新たに賃貸借契約を結ぶよう、意思確認にやってきました。SACOも、収用委員会も二〇〇一年三月末日を返還約束し、裁決しているのになぜ契約を求めめるか問いたですと、移設先の準備がまだであるとの事でした。契約を拒否すると、早速強制使用手続きに入ることを発表しました。五月二日意見書を提出してあります。

結語

一九九九年四月二四日に楚辺通信所返還跡地土地利用地主会を四一人で結成し、返還後の跡地利用の策定に入っています。

一九九七年四月に米海軍省から「象の檻」の解隊命令書が発せられ、一九九八年六月海軍の活動が停止されました。今は維持管理を米民間会社が受けおっているのみです。

もはや私の土地を強制的に使用する必要性はありません。

命を守る会 東京行動

普天間飛行場をアメリカに持ち帰り！

県外に移設せよ！

請願行動顛末記

安次富 浩

(へり基地反対協 共同代表)

八月一日、早朝六時、いまだ夜が明けぬ辺野古を、私たち六人の代表団は、ジウゴンの会代表 嘉陽宗義(通称、嘉陽のオジイ)夫婦の熱い檄を受けて出発した。

前日、命を守る会の宮城保事務局長から、「明日の請願行動には、敬意を示すため、スーツ着用」との急なお達しが出たため、着慣れていない夏服用のスーツを探し騒動も一段落して床に就いたおかげで早朝五時起きは完全にさめておらず(ニーブイ、カーブイしつ)、那覇飛行場への車中では、守る会の嘉陽、稲嶺オバアと西川征夫前代表との雑談に加わることもままならぬ状態であった。それにしても、五時前に起きたというオバアたちの元気なこと。

米大使館と首相官邸に提出する約二万部五万人に近い署名用紙の重さに、男達は驚きの声を発した。宮城事務局長に言わせると、「鳥袋宗康事務所を通じての米大使館等との日程調整に追われ、署名用紙を運ぶ手だてをすっかり忘れていた」とのこと。大きなポストンバック四個に分載



した署名用紙を、肩にしている状態で参議院議員会館まで移動した。羽田からモノレールに搭乗する際、自動改札口で切符をあわや取り忘れる一コマは、公共交通機関を利用する日常生活の違いか！愛嬌々々……。

島袋議員の控え室で休憩、同会館での昼食後、代表団は三グループに分かれて行動に移る。金城祐治代表と西川さんは赤嶺政賢共産党衆議院議員、オバア達は東門美津子社民党議員、宮城事務局長と私は島袋議員の車に分乗し、一路、米大使館へ。米大使館前には、一坪反戦地主会関東ブロックの呼びかけに応じた二名ほどの支援のみなさんが激励のため駆けつけていた。黒塗りの公用車は、検問抜きで大使館の門を走り抜ける。黒塗りはまるで水戸黄門の印籠みたいであった。

大使館の玄関口で、飛行場と同じシステムによるボディチェックを行うかで通訳の女性職員と上司の米職員との間でやりとりを横目に見つつ、またもや、ノーチェック。エレベーターで二階に上がり、会議室では某三等書記官と通訳の女性職員が請願書を受領するため待機していた。去った七月二日の万座ビーチホテルにおけるアメリカ側の対応は、駐沖領事であったが、地位はどっちが上なのかと自問しながら、誓願要請の趣旨説明に加わった。六名と三名の議員は、「辺野古への新たな基地には反対であり、ジウゴン、珊

瑚が棲む自然豊かな海にはへり基地は似合わない。大統領が帰米する際、お土産として普天間飛行場を持ち帰って欲しかった」等々、それぞれの思いをぶつつけた。「みなさんの心に染みる気持ちを上司に伝える」と流ちょうな日本語を使いながら通訳を仲介にしての対応に、摩訶不思議さを感じた。

米大使館前で待機している支援者に宮城事務局長が要請内容の報告をする。慌ただしさの中、議員控え室で休憩をはさんだ後、総理官邸へ直行。米大使館とは比較にならないほど質素な造り。請願を受ける控え室は、玄関に近く、狭い会議室。坂平(?)事務官一人が対応。「日米安保が必要なら、森首相の地元にも誘致しない。沖縄は飽和状態であり、これ以上の犠牲はごめんである」と強く主張するが、表情を変えず、もちろん私見も述べず、淡々と要請の主旨をメモ書きし、最後には丁寧な言葉で締め括る態度に、豆腐に釘の喩えのごとく、このようにして優秀な官僚が育つのだなあーと妙な感心を覚えた。その後、参議院議員会館での記者会見を終えて、命を守る会主催の報告集会場に向かった。

クリントン大統領への直訴は叶わなかったが、





「命を守る会」

東京行動報告集会

七月二日、万国津梁館と万座ビーチで「命を守る会」が行った辺野古への基地移設に反対する請願署名を森首相とクリントン大統領に手渡す行動の顛末については前号で上原さんが詳しく報告されました。

その報告の中で触れられていた事ですが、「命を守る会」に反対した外務省の課長補佐や在沖米国総領事では、「二万余の陳情署名を責任もって確実に森首相、クリントン大統領に手渡される保証が無い」

今回の東京行動で命を守る会の存在を日米両政府にアピールできたこと、また、対政府交渉の窓口を開設できたことの成果を生んだといえる。

最後に、命を守る会東京行動団への労をとっていただいた沖縄選出の四革新国会議員及び、関東ブロックのみなさん、そして、報告集会で多額のカンパをしていただいた一五 名余りの支援者のみなさんに対して、誌上を借りて、深く感謝を申し上げます。

(編集部注、「ニープイ、カーブイ」は居眠りをしている状態)

と判断した「命を守る会」は自ら署名手渡しを拒否しました。

そこで後日、あらためて代表団を組織し、直接森首相 アメリカ大使館にたいする署名手渡し行動を起こそうと言つことになったのでした。

この行動を実現させるには幾多の困難があつたでしょうが、「命を守る会」の粘り強い精力的な働きかけによって、ついに八月一日、その行動は実現しました。昼間に署名の手渡し行動、夜七時から中野商工会館において報告集会がもたれました。

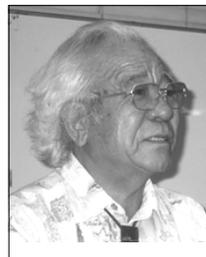
この行動の日程等が確定したのは八月一日の数日前であつたようです。そこで集会参加の呼びかけに充分時間をかけた事が当然出来なかつたでしょう。主催者の

「集会が成立するの心配であつた」と言つのは本音であつたと思ひます。

しかし予想に反して一三 名以上の人が集まり、会場が熱気でむんむんする中報告集会は行われました。このことは現地沖縄が今どうなっているのか、本

当の事が本土には伝わりにくく、沖縄の様子を、沖縄の生の声で聞きたいと望んでいる人がいかに多いかと言つ事を示していると思ひ

ます。名護市辺野古で現実に行動している「命を守る会」の報告ということから多くの人が万難を排してこの集会に参加したのは当然の事と受けとめる事が出来ると思ひます。私も馳せ参じたその一人です。



金城さん

報告集会は、「命を守る会」からの代表団「代表金城祐治氏・前代表西川征夫氏」「命を守る会」の事務所をいつも守っている稲嶺さんと嘉陽さん・事務局局長宮城保氏、「ヘリ基地反対協議会」共同代表安次富浩氏の六名全員が参加されて始められました。この代表団の中から四名の方がそれぞれの思いを、それぞれの立場で語られました。ついに署名を手渡す事が出来、一仕事やり遂げたさすがさをかもしだしている方、沖縄からはるばるやってきたのに相変わらず代表団の思いを受け止めようとならない政府の態度に苛立ちをあらわにしている方、いままも続く日本による沖縄差別から考えて、今回の政府の対応は当然予想された事だとクルにとらえている方等々、色々な思いをその表情や発言から覗うことが出来ました。

報告された四名の方々が共通して力説されたのは以下の四点であつたと思ひます。

第一は、重要な事はみんなで決めよう。ヘリ基地建設を問う住民投票こそはその典型的な例です。名護市民みんなが参加して決めた、「名護に新しい基地はいらない」と言つ結論こそ民意であり、この結論を犯してはならない。

第二は、辺野古に基地を作らせてはならないの





宮城さん

は、この先辺野古に生き
続けていけなくなると
言う生活者の当然の結
論である。そしてその行
動は反基地、反安保の闘
いに影響を与えずには

おかないはずである。

第三は、二番目とつながっているのだが、しつかりと地に根を張り生活者の立場にたつて活動する。私はこの報告を聞きながら「ラジカル」と言う言葉を思い浮かべていました。この辺野古の人々の生活者の視点に立つた活動こそが「ラジカル」にふさわしいと感じながら聞き入っていました。

最後に第四は、基地は必要無いから作るなど今も言っているのではない。基地の負担は日本国民全てが等分に負うべきだと訴えているだけだ。沖縄にいつまで負担をおっかぶせつづける気なのか。私たちが基地を「県外移設」するべきだといっている。何も理不尽な事を言っているわけではない。誰でもが納得できる事を訴えている。

しかし辺野古の住民の思いとは裏腹に、辺野古へのヘリポト基地移設は着々と進行しています。

九九年稲嶺知事の「ヘリ基地建設」受け入れに始まり、九九年一月二日名護市議会の「ヘリ基地建設受け入れ決議」、そして岸本名護市長の議会決議を受けた形での「基地建設受け入れ発言」等々、ヘリ基地建設阻止の闘いは非常に厳しい状況におかれているのではないのでしょうか。この報告集会もこの厳しい状況を確認し合う集会であったと言えるかも知れません。

ただ辺野古の住民はこの厳しい闘いのなかから、あの七月二一日、サミットの厳しい警備の網を潜り抜け、対応に出てきた日米の木っ端役人をたじ

とさせた、したたかで、ユニークな行動パターンを身につけたのかと感心させられました。運良く七月二二日の行動に同行させてもらう事が出来た一人として今も思い出しては感服するばかりです。

(会員 佐藤茂美)



日米政府へ請願署名を提出し記者会見を終えた午後七時には、東京の中野商工会館で「命を守る会」東京行動報告集会が開かれました。主催は命を守る会です。関東ブロックでは、命を守る会から東京行動の報告集会を開きたいと協力を求められ、急ぎ、会員や各団体へお知らせし、集会の成功に向けて全面的に協力しました。日米政府とのアポイントがなかなか確認できず日程が東京行動の数日前になって決まったにもかかわらず、百五十名に近い参加者となり、イスをたくさん用意して、会場は一杯となりました。これは、命を守る会が独自で東京行動を初めておこなったことに対する反響と、命を守る会の事務所を訪れた「本土」からの人々へ懸命に訴えてきたことが結びついたからです。

稲嶺さん・嘉陽さん

集会は、金城祐治代表の主催者あいさつで始まり「長い間の胸のつかえがありました」と東京行動をやりきった感想を述べ、「沖縄戦を生き抜いてきた人たちが運動の核心になってやってきている。東京でこういう話ができたというのを運動の励みにしていきたい」と切々と熱い思いを語りました。ここで、金城さんから東京行動の参加者六名全員が紹介され、



西川さん

「事務所を交替で維持しているオババたち」(嘉陽さん、稲嶺さん)二人がそれぞれよろしくお願ひします」と一言、述べました。

つぎに、協力団体とし

て関東ブロックを代表し上原成信さんがあいさつしました。結集が予想以上だったので、現地の人元気づけられたと思います。この心を持ち帰って現地に伝えてください」とエールを交換しました。

宮城保事務局長からはこれまでの経過と東京行動の報告がありました。七月二二日の日米首脳への請願署名提出行動の顛末記や東京行動をエピソードを交えリアルに伝え、「どんなことがあると自分たちの命を守るためにたたかっていく」と命を守る会の総意を明らかにしました。そして命を守る会の訴えとして前代表の西川征夫さんが、「手探りでやってきた。地元だけの問題ではないとやってきた」運動は徹底してやらなくてはならない。弱味を決して握らせない」とたたかいへの確信を述べ、そのたたかいが家族ぐるみでおこなっていることを明らかにしました。命を守る会のそれぞれの発言に一段と拍手が鳴り響きます。応えるために、関東ブロックから参加者にカンパ要請をしました。

東京行動の参加者からの発言の最後は、ヘリ基地

反対協を代表して命を守る会と行動を共にした安次富浩共同代表です。安次富さんは、

「(ヘリ基地反対協は)サミット後、どう一致した力でやっていくか



安次富さん

を論議している」と今後の運動体制づくりに着手していることを明らかにし、「埋め立てであることが海上であろつが、あの海には似合わない。辺野古には自然とともに暮らす人びとがいるんだ」ということを訴えていきたい」「政府が断念するまで名護市民はしたたかにたたかう」と命を守る会とともにたたかっていくことを明らかにしました。

以上の沖縄からの訴えにこたえて、「本土」から連帯発言を、立川市職労、港区職労、乱鬼龍さん、「本土」在住の沖縄出身者の高田普次夫さんがおこないました。カンパは、会場からの六万円と港区職労有志による十万円を上原さんが代表して金城祐治代表に手渡しました。

集会のまあとめとして、金城祐治代表が、明けゆく二十一世紀の平和のために」と、団結ガンパローを三唱して終えました。

東京行動は日程的に厳しいものがありました。政府がサミット直後にも名護新基地建設計画を具体化させていくという一方的な状況に対して、命を守る会が直接、日米政府に訴えた意義は大きかったと思います。それは「本土」においても地元住民との連帯を強めて名護新基地建設阻止の運動を強化していくきっかけになったと思います。(石塚)

在沖米海兵隊普天間基地の名護市辺野古移設に反対する請願

アメリカ合衆国大統領ビル・クリントン殿

ヘリポート建設阻止協議会（命を守る会）

親愛なるクリントン大統領閣下

私たちは、日米安全保障協議委員会で確認されたSACO合意による在沖米海兵隊普天間基地の移設地とされた名護市辺野古地区及びその周辺で生活する住民です。私たちは、この移設計画が明らかになった時、これ以上の新たな米軍基地の建設は、住民生活を脅かし、環境を破壊するという立場から、反対を表明してきました。私たちの地域には、現在、在沖米海兵隊のキャンプ・シュワブ、および辺野古弾薬庫があり、また同キャンプ・ハンセンと連動しています。現在に至るまで米兵による事件・事故、さまざまな演習被害、騒音、廃弾処理に悩まされていますが、残されたかけがえのない海まで軍事基地にされることは、もはや私たちの生活環境そのものが成り立たなくなってしまう結果となります。ましてや、辺野古の海には、国際保護動物としてのジュゴンが生息していることも明らかになっています。

1997年12月21日には「ヘリ基地建設」の賛否を問う名護市民投票が実施され、82.45%の投票率で、反対票が過半数を占めました。名護市民の意志は明白であります。民主主義を否定することは許されません。

よって私たちは、大統領閣下に以下の請願を行います。

記

- 1, 在沖米海兵隊普天間基地の名護市辺野古への移設計画をただちに中止すること。
- 2, サミット来沖を機に、日米友好と沖縄県民への感謝の気持ちを込めて、在沖米海兵隊普天間基地を自国へ持ち帰ること。



内閣総理大臣 森喜朗殿

ヘリポート建設阻止協議会（命を守る会）

私たちは、日米安全保障協議委員会で確認されたSACO合意による在沖米海兵隊普天間基地の移設地とされた名護市辺野古地区及びその周辺で生活する住民です。私たちの地域には、現在、在沖米海兵隊のキャンプ・シュワブ、および辺野古弾薬庫があり、また同キャンプ・ハンセンと連動しています。そして現在に至るまで米兵による事件・事故、さまざまな演習被害、騒音、廃弾処理に悩まされています。私たちに残されたかけがえのない海、国際保護動物ジュゴンの生息するすばらしい自然環境まで軍事基地にされることは、もはや私たちの生活環境そのものが成り立たなくなってしまう結果となります。同じ日本国民であるのに、どうして私たち辺野古周辺住民、沖縄県民だけが、過重な基地負担を強いられなければならないのでしょうか。

1997年12月21日には「ヘリ基地建設」の賛否を問う名護市民投票が実施され、82.45%の投票率で、反対票が過半数を占めました。名護市民の意志は明白であります。政府は「地元の頭越しにはしない」と常々強調してきましたが、実際は私たち住民には何らの説明もなく、民主的に決めた市民投票の民意すら無視されている現状です。

よって私たちは、内閣総理大臣に以下の請願を行います。

記

- 1, 在沖米海兵隊普天間基地の名護市辺野古への移設計画をただちに中止すること。
- 2, 日米安保が必要というなら、全国で米軍基地の負担を均等に負うこと。米軍普天間基地の県外移設を実施すること。

【連載】やんばる便り 5

浦島悦子（へり基地いらない二見以北十区の会）

八一五億円もの血税を浪費した「沖縄サミット」最終日の午後から激しく降り出した雨は、沖縄各地で土砂崩れなどの災害を引き起こしながら一週間以上降り続き、やっと太陽を拝めたと思ったら、二三日後には名護を直撃する台風が到来し、猛威を振るった。それはまるで、この島がサミットの毒を一切合財洗い流し、吹き飛ばそうとしているかのようだった。

台風の後片づけもそこそこにお盆（沖縄では旧暦七月一三〜一五日）今年は太陽暦の八月一（二〜一四日だった）の準備に追われ、先祖の霊を迎えてもてなし、再びグソー（後世）へと送り返してホツとしているころ（お盆の時には先祖の霊だけでなく、シマを出ている子や孫たちも帰ってくるからとても忙しい）、瀬嵩（せだけ）の大城崇吉さん・チエ子さん夫妻に、お話を聞きたいというお願いの電話を入れた。「お盆で疲れたからちょっと休んでからね」と、二三日後の日時を指定して下さったのだが、当日の朝早く電話があり、「カボチャの芽が出てきて、急に苗を植えなければならなくなりましたので、申し訳ないけど約束を延期してもらえないか」とのこと。

原稿締切りギリギリの日だったので、大城さん夫妻のお話は次号の楽しみに取っておくことにして、今回は、私の住む安部（あぶ）の隣の集落であり、息子の通う小学校のある嘉陽（かよう）の豊年祭の様子をお伝えしたいと思います。

嘉陽は久志（くし）地域でも古いムラの一つで、ムラの発祥は一千年くらい前にさかのぼるのではないかと言われている。戦時から戦争直後には中南部からの疎開・避難民であふれていた一時期もあった。一九四六年の統計で一六四六人が、しだいに減少し、現在の人口はおよそ二〇〇人。過疎化の進む久志地域でも、もっとも高齢者の割合の多い（六五歳以上が五四％）集落である。

普段はひっそりとして、集落内のスージグワー（小路）を歩いても一人の人にも会わないことが多いのだが、お盆の時期、まるで地からわき出たようにシマ（集落）は人でいっぱいになる。若者たちがあちこちで談笑し、子どもたちの歓声が響く。それがクライマックスに達するのが、お盆のウークイ（送り）の翌日に行なわれる豊年祭（盆踊り、七月アシビともいう）だ。多くの出身者たちが子や孫や親戚を引

き連れて参加する。豊年祭に出演するために、毎年必ず帰ってくる若者もいるという。

私は今年で三度目の見物だったが、何度見てもすごいと思う。夕刻のシーシヌヤー（獅子の屋）からの道ジュネー（獅子神を先頭に仮装行列でシマを練り歩く）に始まって、深夜（たいてい夜中の一二時前後までかかる）まで切れ目なく続く踊りは、このシマの底力を見せて余りある。琉舞や空手を習っている子どもたちが、普段の練習の成果を披露し（出演者の紹介とともに、「誰々のお孫さんで、どこに住んでいます」というアナウンスが入る）、青年会、婦人会、成人会、老人会が単独で、あるいは合同でそれぞれの自慢の芸を練り広げる。畑や道で会う普段の様子からは想像もできないような芸達者ぶりや、レパートリーの広さに驚かされることも多い。このシマに先祖代々受け継がれてきた素質のようなものが、一人ひとりに備わっているのだろう。

ムラアシビの楽しさは、隣のおじさんや親戚のおばさん、遊び友達など、よく知っている人たちがやるところにある。私の住む安部の豊年祭は旧暦八月一五日だが、毎年、自分たちでやるのは婦人会の負担が大きすぎるからと



いうので、「芝居を買った」ことがあった。プロの芸人を呼んできてやってもらったのだが、オジイ、アバアたちからの評判が極めて悪く、翌年からまた自分たちでやることになった。プロがうまいのは当たり前で、何の面白みもない。下手でも何でも、シマの子どもたち、孫たちがやるのを見たいのだ。私自身も昨年、生まれて初めての踊りを習って、大変だったけれど、とても楽しかったし、シマの人々との一体感を持ってうれしかった。

嘉陽がすごいなと思うのは、とりわけオバアたちのパワーである。安部では、オバアたちもつばら見物役だが、嘉陽のオバアたちはみな現役のバリバリ。座つてなどいない。きれいに化粧し、あでやかな紅型（びんがた）の衣装を着て古典踊りを踊ったかと思えば、軽快なコツケイ踊りで会場を沸かせたり、一人何役もの大活躍に、会場から大きな拍手と指笛が起る。

オジイたちの姿が見えないぞ、と思うのは早とちりだ。舞台の裾の幕内で、舞台を支える地方（じかた）、つまり踊りに不可欠の唄三線（さんしん）を担当しているのが、シマのオジイたちなのだ。このオジイたち（まだオジイと言うには若すぎる人もいるが）のパワーにも圧倒される。なにしろ延々五、六時間、弾き通し、唄い通しなのだ。しかも同じ唄はひとつもない。安部には三線を弾ける人が少なく、音楽テープを使うことも少なくないので、こっちはしきりに感心しているのに、嘉陽の観客は容赦がない。

唄の音がちょっと小さくなったりすると、「元気がないぞ！」と叱咤が飛ぶ。

嘉陽の舞台がまたいい。久志地域の各集落の公民館は、防衛庁予算で次々に新改築され、近代的な建物に替わりつつあるが、ここはまだ昔ながらの古い建物（今年か来年にはここも新築されるとい）で、その一部（三方に壁がない部分）を舞台として用

い、舞台の前の広場にはゴザが敷かれて臨時の観客席となる。十六夜の月明かりのもので、サンゴの海を渡ってくる心地よいそよ風に包ま

れながら、ここでしか見られない味わい深い舞台を見るのは最高のぜいたくだ。

嘉陽には、ここにしかない唄や踊りもたくさんある。シマの出身者が作詞作曲したという「嘉陽音頭」に振り付けした踊りもあるし、唄は同じでも踊りの手（所作）はシマごとに違つ。シマ人（びと）たちは、他のどこにも



ない我がシマの踊りを誇りを持って代々伝え継いできたのだ。嘉陽の獅子（獅子舞の獅子）は沖縄でももつとも古いものだという。その獅子を操る若者二人のひょうきんな演技（失敗も含めて）が笑いを誘った。

豊年祭の最後に必ず踊られる「フェーヌシマ（南の島）」というのは、とても不思議な踊りだ。草の繊維で作った茶色の長い髪をつけた若者たちが「ハウー」「ヘッ」という奇声を常時発しながら踊る。琉球舞踊の範疇にはまらず入らないこの踊りは、かつての交易時代に南方から伝わったものと言われている。遠く海を越えた人々のつながりを感じさせるこの踊りを見てみると、心が広々としてくる。この踊りをムラ踊りの締めにかけてきた嘉陽の先人たちの心も、道路を隔てた浜の向こうに広がる海のように大きかったのだろう。

嘉陽の沖にたびたび姿を現わすジュゴンたちも、サンゴの岩陰で今日の賑わいを感じ取っているだろうか。この島と、島を取り巻く海の恵みに支えられて、ジュゴンも私たちも生きてきた。シマのすばらしい踊りも、自然と人とのかわりの中で生まれ、育まれてきたものだ。それがとどえることなく、引き継がれていきますように、ジュゴンたちがいつまでも平穏に暮らせますようにと祈りつつ、私はまだ祭りの興奮のさめやらない広場を抜けて家路についた。

【連載】「思いやり予算」 違憲訴訟・東京（八）

証人申請却下、 突然の結審

在日米軍駐留経費の日本側負担に関する現行特別協定は来年三月で期限切れになる。年初から始まった改定協議は、わずか数十億円の削減という線で最終調整に入ったという。今年度で約一七五億円で計上されているうちの数十億であるから、全く微々たるものだ。在日米軍に対する日本側の全負担額（約七千億円）に比べたら話にもならない。思いやり予算を廃止する絶好の機会である次期国会に向けて、「異議アリ！思いやり予算」の声を大きくしていく必要がある。

この重要な局面を迎えて、思いやり予算に対する違憲訴訟がこれまで以上に大きな意味を持ってきている。しかし、七月二十八日に行われた第二二回口頭弁論で、証人申請は裁判官合議の上、却下。吉戒修一裁判長曰く、「これまで膨大な資料が提出されているから、証人尋問の必要はない」とのこと。筆者などは、陳述書を読んだらもつと詳しく聞いてみたいという思いに駆られるのだが、裁判官はそうではないらしい。わずか数分の合議で一体何を話し合ったのか。証人却下と共に、裁判も結審。原告側は唖然、愕然、違憲訴訟の結末など所詮こんなものかな」と怒りよりは納得してしまっ自分に気づいた。これほど日本の裁判は頼りにされていない。

関西訴訟の高裁判決は九月二十八日に予定されている。東京の地裁判決日は未定。
前々号（第一一三号）では、田村順玄氏の陳述

書に掲載した。今回は、元逗子市長・富野暉一郎氏の陳述書である。次回は、非核市民宣言運動・ヨコスカ」の新倉裕史氏の陳述書掲載する予定。なお、松井利仁氏（旭川医大）の陳述書は作成しなかったが、『航空機騒音による健康への影響に関する調査報告書』（一九九九年三月 沖縄県）を参照されたい。（丸山）

航空機騒音による健康への影響に関する調査報告書
http://www.asahikawa-med.ac.jp/gakubu/hygiene/okinawa/report.html

陳述書

1 池子米軍住宅の用途、その設備内容、環境等について

池子米軍住宅区域は、逗子市の全面積の約一五%を占める広大な区域です。米海軍横須賀基地に所属する米軍人・軍属及びその家族のための住宅が不足していることを理由に、一九九二年八月に住民には全くその経緯が示されず、また神奈川県及び逗子市の意向の打診もないまま、約一千戸の米軍住宅建設の候補地として正式に発表され、地元の強い反対にもかかわらず一方的に計画が進められて、一九九六年に完成し現在に至っています。

この住宅は、冷戦末期の北西太平洋における米ソの原子力潜水艦の直接的対峙による核戦略の緊迫した状況を背景に、核戦力を支える戦略・技術・情報部門の

高級将校を中心とする米軍人及びその家族の集中的管理と緊急時の即応体制の整備を主な目的としたものであると米軍関係者その他から聞いております。

そのことから、生活環境については特別な配慮がなされており、既存の米軍住宅を廃止して環境の良い逗子市の池子弾薬庫地域を候補地としたのもその一環です。また米軍の当初の計画は米国におけるリゾートのような林間住宅でありましたが、日本の防衛当局の意向を踏まえて、森林を後背地とした一戸建ての高級住宅群と米軍の基準を適用した広大なマンション群となっています。

この生活環境がどれほど周囲の住民のそれと懸け離れたものであるかは、米軍住宅の空中写真で住宅密集度と住宅周辺の緑の配置の余りにも大きな格差を見れば、一目瞭然です。また、最低の条件であると米軍が表明したマンションの床面積が一四平方メートルであることが当時逗子市の住民の間で強い反発を買ったことから、フェンス一つを隔てた日米間の住宅事情の格差を理解していただけると考えます。

2 池子米軍住宅等米軍施設の地域住民に与える影響について

池子米軍住宅が地域住民に与える影響は、それが家族住宅であることと、どちらかといえば住民の年齢層が高く、また将校が比較的多いと言われていることから、私は訪問し視察した横須賀基地や沖縄の基地群などが地域に与える深刻な影響に比較すれば、これまでは深刻な悪影響は表明化していないと言えます。

しかし、私は周辺住民や行政はすでに相当の影響を受けていると考えていますので、その例を以下にいくつか上げておきます。

(一) 住宅建設後、非常に静かな住宅地であった池子地域にとって大きな変化が起きています。まず、施設内のスポーツ施設の夜間照明によって、広い範囲の

住宅が強い光を浴びて、落ち着きのない状態になってしまいました。また、夜間しばしば施設内で救急用と思われるサイレンが鳴り響き、逗子市の救急車がサイレンの音を消して業務をする程静けさが好まれた地域の静穏が破られています。これらは、都会の喧噪の中にいる住民にとっては何も問題に感じられないことですが、静穏な環境にいた住民にとっては非常な苦痛なのです。

(2) 逗子市は開発指導要綱で、建築物の高度制限を指導してそれを全ての事業者に遵守してもらってきていました。ところが米軍住宅の建設主体は日本の防衛庁であり、当然のことながら地域のルールである開発指導要綱を尊重しなければならぬにも関わらず、一切地元の行政指導に配慮せず、指導要綱違反の高層住宅を建設してしまいました。このことは、今後の逗子市のまちづくりの方針、とりわけ良好な環境を守って自然との共生を実現しようとする逗子市民の意思を、国が破壊するものであり、今後事業者の協力を得る根拠を失ってしまった行政にとって非常に大きな悪影響を与える可能性があるかと私は考えています。

3 逗子市長としての米軍施設及び思いやり予算についての考え方と行動

私は地方自治体の長でありましたので、自治体の長は国家の政策や事業一般について、何らかの意思表示や行動をするべきではないと信じております。ただ逆に、たとえ国の政策や事業であっても、それが一地方自治体やその住民に直接影響を与え、地域や地域住民の生命財産の安全と福祉を損なうものであれば、住民の生命財産に一義的な責任を負う自治体の長は、国の政策や事業の見直しや取り止めを求めなければなりません。このことは、憲法第九五条の趣旨から当然導き出されるものであると考えております。従って私がこれから申し述べることは、逗子市長在任中の問題であり

ますので、池子米軍住宅問題に即した見解であることであらかじめ確認しておきます。

まず、米軍施設、この場合は池子米軍住宅であります。この場合の見解を申し上げます。日本国政府は本件は日米間の条約によって日本政府が負っている責務を果たすための事業であるので、地元自治体との調整は基本的に不要であると言っておりまして、条約は日米両国政府の間で締結されたものであり、自治体は条約に基づきそれに関連する国内法規が制定された行政事務に関して拘束されることはあっても、それ以外の事務については一般的な拘束はあり得ないことから、条約に基づく事業の計画及び実施にあたっては、国と自治体の協議と調整を経て事業の実施が計られるべきものであります。このことは日米安全保障条約以外の国際条約については当然のこととされながら、日米安全保障条約及び同地位協定についてのみ政府が恣意的に超法規的な取扱いをしていることになり、地方自治を無視する暴挙であると考えます。

また、「思いやり予算」については、当時私の接触した米国の政府及び議会関係者は、例外なく *voluntarily cost sharing* すなわち任意的な(米軍駐留)費用分担と言っておりまして。また、知る限りの日本政府関係者も同様でありました。私は市長在任当時、米軍が駐留する諸外国における米軍駐留費用分担率を調べたことがありましたが、日本だけが突出していることに奇異な感じを受けましたが、そのことにこの思いやり予算が大きく貢献しているかと理解しています。私が池子米軍住宅問題で米国議会に陳情をした際に、当時の下院軍事予算委員長であったテュラム議員は、この問題で米国の予算が一セントでも使われていけば、私が動ける余地があるが、すべてが日本政府の思いやり予算によって実施される以上米国側から予算をストップさせることはできないと言っておりまして。私はこれを聞いた時、米軍の駐留のための施設建設に米国の税

金が全く使われず日本の国民が全額負担しているということは、日本が主権のない米国の植民地と全く同じではないかと怒りに似た驚きを感じました。

こうした事情の中で、私は池子米軍住宅建設事業が地元住民に十分な説明がないまままで推進され、地域の安定した住民生活や良好な環境が破壊される恐れが強いにも関わらず住民の反対を押し切って強行することは、民主主義や地方自治の本旨に背くばかりでなく、基本的に米国に対して友好的であった住民を敵に回すことによって日米間の良好な親善関係に悪影響を与えるものであることを、日本政府に訴えただけでなく、渡米して米国議会関係者及び米国の市民運動団体などに直接訴え、日米間の理解と調整によって同事業の中止を実現するために可能な限りの行動をしました。

4 基地当局者、米軍当局及び米国土の政府関係者の対応について

以上の行動を進める中で、米海軍横須賀基地当局者は終始直接的な接触を避けていました。唯一の例外と言えるのは、一九八七年に行われた国・神奈川県・逗子市によるいわゆる三者協議の中で、防衛施設庁における予備会談の席上で、米軍住宅の周辺にフェンスを設置しない開放型の事業への変更の可能性が議論された時です。施設庁長官がその場から直接電話で基地司令官を呼び出してその可能性を確認したところ、直ちに帰ってきた回答は、「中東で起きていたようなゲリラによるテロの危険が予測されるので受け入れられない」というものでした。全く日本と地元の事情を理解していないことがその回答から受け取れるように思われました。

次に米軍当局者ですが、米国防務省を含めて、私が市長であった時には全く接触はありませんでした。ただ、市長就任以前に、市民運動として米国防総省への直接陳情が実現して、市民団体の代表三名が国防総

省の日本部長と直接会見したことがありました。その際に日本部長は、池子米軍住宅問題に関しては、候補地の選定から計画の策定と予算措置まですべては日本政府の責任で決定されているので日本政府に陳情して欲しい、その結果、日本政府が方針を変更するならば米軍としてはその段階で検討する、という対応でした。この内容は日本政府が米側の要請に従って計画を進めていると言ってきたこと明らかに矛盾するものであり、日本政府の責任でことを処理させたいとする米軍当局及び米政府の一貫した方針があったものと考えられます。

また、米国本土の政府関係者は、国務省内部に一部直接接触して市長の意見を聞いても良いのではないかと云う動きもありましたが、私を共産主義者であり逗子市の市民運動を共産党が指導する反米運動であるとする根拠のない誹謗を交えた当時の松永大使をはじめとするワシントンの日本大使館の強力な対米国政府及び対議会関係者への工作もあり、直接的な接触は結局ありませんでした。このことは、複数の米国の議会関係者から米国訪問時に直接聞かされたことです。総じて米国政府関係者は、池子米軍住宅問題を日本国内の問題として日本政府に処理させる方向であったと考えられ、米国政府としての意向は日米合同委員会でも強く押し出されて、直接その動きが日本の国民に見えない形を取っていたものと考えています。

5 日本政府関係者の対応

池子問題に関して米国側が表に出ないことはありましたが、戦略的な側面では良好な米軍住宅は冷戦を闘う米軍にとって重要な問題のひとつであり、強力にその実現を日本政府に迫っていたことは間違いありません。

逗子市側に対して日本政府、とりわけ防衛施設庁は、事業の実施は日米安全保障条約によって日本政府

が米国に対して負った義務であり、日本政府に主体的な判断の余地はほとんどないという説明をしてきました。米軍住宅の不足戸数は米軍が提示したものであり、防衛施設庁は米軍の要求を実現するためにある官庁であり、計画の内容は米軍の承認を得て決定しているという具合です。

しかし、日本側に全く主体性がなかったのかと云うことに関しては、私は疑わしいと考えます。本件の時間的推移の中で少しずつ分かってきたことですが、池子米軍住宅は米軍の再配置（リロケーション）という首都圏における米軍基地の整理統合と言う大きな日米間の合意事項の中で起きた問題であり、とりわけその再配置によって米軍施設が集中することになった横須賀市の不満を緩和するために、横須賀及び横浜選出の国会議員や両市のトップの意向も絡んで、結果的に逗子市にしわ寄せされて日本の政治状況が反映した形で池子弾薬庫が候補地とされた経緯があります。また、実際の計画案についても、1で述べたように、米軍側は別の開発案を提示したにもかかわらず、日本側がそれを拒否して現行の案に決定した事実もあります。

従って少なくとも池子米軍住宅問題に関しては、事業は戦略的な位置付けは米軍側にあったものの、それ以後の実施段階ではむしろ日本の防衛当局と米軍当局の合作に近いのではないかと私は考えております。日本政府・防衛当局が米国に対する条約上の義務と米国の要求を前面に出すのは、その意味で日本国民に安全保障条約を過大に評価させ、条約の運用を聖域化すると共に基地問題に対する運動を諦めさせるためのひとつの手段として使っているような感想を持っております。

平成二二年五月二六日

住所（略）

氏名 富野暉一郎

ニュースクリップ（2000年8月）

- 4日 米軍C130輸送機、エンジン不調で普天間基地に緊急着陸
- 7日 台風8号、沖縄本島直撃
- 10日 米原潜「コロブス」ホワイトビーチに入港。今年7回目、復帰後は159回目
「命を守る会」、米大使館・首相官邸に要請行動、報告集会（5、6頁に関連記事）
- 12日 海兵隊上等兵、飲酒運転で海に転落（那覇・泊港南岸）
- 16日 森首相が初の署名代行、象のオリ・牧港地区（2頁に関連記事）
沖縄県が地位協定見直し案を決定（14頁に全文を掲載）
- 18日 読谷村長、瀬名波通信施設のトリイ通信施設への移設受け入れ表明
- 21日 虎島和夫防衛庁長官、2度目の沖縄県訪問。名護市長らと会談
- 22日 キャンプ・ハンセン所属の米海兵隊員、当て逃げ事故
- 24日 北部振興協議会と移設先・周辺地域振興協議会の合同会議。跡地対策準備協議会（東京）
- 25日 普天間飛行場の返還に伴う「代替施設協議会」の初会合（東京）

日米地位協定見直し沖縄県案（全文）

1 第2条関係（施設・区域の提供等）

- (1) 日本国政府および合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設および区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保および福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。
- (2) 日本国政府および合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。また、施設および区域の返還についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。
- (3) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設および区域に関する協定には、施設および区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

2 第3条関係（施設・区域に関する措置）

- (1) 合衆国軍隊は、施設および区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設および区域への立ち入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立ち入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全または環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設および区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設設備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。

3 第3条A（施設・区域の環境保全等） 新設

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

- (1) 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。
- (2) 合衆国軍隊は、施設および区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、および実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測または測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。
- (3) 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

4 第4条関係（施設の返還）

合衆国軍隊が使用している施設および区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊および不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定およびその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

5 第5条関係（入港料・着陸料の免除）

- (1) 民間航空機および民間船舶の円滑な定期運航および安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港および港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- (2) 第5条に規定する「出入」および「移動」には、演習および訓練の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（合衆国軍隊構成員等の地位）

人、動物および植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（租税）

合衆国軍隊の構成員および軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税および軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（諸機関の管理等）

第15条第3項を改正し、施設および区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

集会案内 2000年9月

http://www.jca.apc.org/HHK/Meetings/Meetings_Oki.html

9月1日(金)

- ・石原・都知事による自衛隊「防災演習」を問う
開場 18:30 / 中野ゼ口地下ホール / 主催: やめて! 東京都による「防災」に名を借りた自衛隊演習 / 連絡先: 日本消費者連盟 (03-3711-7766)
- ・防災に名を借りた自衛隊の9・3治安出動訓練に反対し防災の意味を問う市民の集い
18:30 ~ / 労働スクエア東京 / 主催: 9・1市民の集い実行委員会 / 連絡先: ピースネットニュース (03-3813-6490)
- ・国連・憲法問題研究会講演会 災害(カストロフ)と自衛隊
18:30 ~ / 文京区民センター / 主催・連絡先: 国連・憲法問題研究会 (03-3264-4195)

9月2日(土)

- ・石原都知事は自衛隊「防災演習」をやめる! 9・2都庁デモ
14:30 ~ / 新宿公園 / 連絡先: 日本消費者連盟 (03-3711-7766)
- ・インドにおける核被害の現状
19:00 ~ / 武蔵野公会堂 / 主催: アンポをつぶせ! ちょうちんデモの会 (0422-44-0364) ほか

9月3日(日)

- ・やめて! 9・3東京都の「防災演習」
午前: 都内各地の演習地での抗議行動やデモ / 午後: 銀座デモ 14:00 集合、14:30 出発 / 水谷橋公園 (有楽町駅歩10分)

9月6日(水)

- ・日朝国交交渉の検証と朝鮮植民地支配の「有効・合法」論批判
開場 18:30 / 文京シビックセンター / 主催: 日朝国交正常化の実現と日韓条約の見直しを求める全国署名運動 (03-5684-0194)

9月9日(土)

- ・第2回「心の叫び」コンサート
18:30 ~ / 目黒区福祉センター / 主催: 目黒精神保健を考える会
- ・NGOの人道援助活動の体験から考える平和憲法
18:00 ~ / ECOとしま / 主催: 許すな! 憲法改悪・北部市民連絡会 (03-5974-1739)

9月10日(日)

- ・静かな夜と空を返せ! 軍民共用化反対! 第三回横田・大空まつり
11:00 ~ 15:00 / みほり広場 / 主催: 横田・大空まつり実行委員会 (042-557-4335)

9月15日(金)

- ・米軍実弾砲撃訓練反対 東富士抗議集会
13:30 ~ / 御殿場市中央公園 / 問い合わせ: NO! AWACSの会 (FAX: 053-422-4810)

9月15日(金) ~ 18日(月)

- ・第3回沖縄・名護ツアー
主催・問い合わせ: 名護ヘリポート基地に反対する会 / 090-1544-9350 (原) / 090-3913-6353 (青崎)

9月23日(土)

- ・戦争のモトを作り出す市場の暴力と国家の暴力
14:00 ~ / 立川女性総合センター・アイム / 主催: うちなんちゅの怒りと共に! 三多摩市民の会 (042-592-3806 古庄)

9月28日(木)

- ・在日米軍駐留経費違憲訴訟控訴審判決
大阪高裁第72号法廷 / 連絡先: 異議アリ! 思いやり予算・関西 (06-6562-6906)

9月29日(金)

- ・沖縄・住民監査請求訴訟(ヤンバル訴訟)現場検証
10:00 ~ / 集合・辺野喜土地改良現場 / 問い合わせ: 沖縄・やんばる・海(かい)事務局 / 090-2582-4945 (蒔) 098-863-7091 (真喜志)

- ・連続学習会「日の丸・君が代」なんて押しつけられてたまるか

18:30 ~ / 神奈川県民センター / 主催: 「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会 / 090-3909-9657、FAX042-742-8166

9月30日(土)

- ・高岩仁上映会
14:00 ~ / 茅ヶ崎 / 「教えられなかった戦争・沖縄編」(ビデオ) 講演: 高岩仁(監督) / 連絡先: 0467-58-4091 (高橋)

(14頁から続き)

9 第17条関係(裁判権)

合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記すること。

10 第18条関係(請求権の放棄)

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員もしくは軍属、もしくはそれらの家族の行為または不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補てんするものとし、補てんに要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員または軍属に支払うべき給料を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第25条関係(合同委員会)

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

沖縄と連帯するTシャツ

核も戦争もない21世紀を目指す気持ちを
あらためてハイビスカスにこめ

沖縄の人々との連帯をあらわしたTシャツ

下地；着心地満点の国産高級品

サイズ；M、Lの2種類

カラー；南国をイメージしたトロピカルな10色

定価；1枚2000円(2枚以上は値引きあり)

売上金の一部は沖縄へカンパ。ぜひご協力を！

連絡先 タンポボ舎

東京都千代田区三崎町2-6-2 ダイナミックビル5F

電話 03-3238-9035、ファックス 03-3238-0797

訂正・お詫び

前号(第114号)に以下の誤植がありました。
訂正してお詫びいたします。

- 3頁 囲み 項目5 墓地建設 > 基地建設
- 5頁 囲み 1行目 事件に満身 > 事件を満身
4行目 呼び覚ましまし > 呼び覚まし
- 7頁 囲み 表題 21世紀をを > 21世紀を
10行目 梅 > 海
- 11頁 3段目 厚木基地爆音訴訟反対期成同盟 >
第三次厚木爆音訴訟団
- 14頁 囲み 項目4 日米同想 > 日米同盟
項目5 日米共同三看 > 日米共同宣言
- 16頁 囲み 項目5 機械 > 機会
声を全世界 > 声を全世界

変集長独白

その一、変なことから「編集長」という肩書きをもらってしまつた。変なことと言つのは、今年度の関東ブロックの運営委員の仕事の分担を決めるとき、通信部会の中でパソコンを扱えず、紙面構成に直接たずさわれない情け無い奴が一人いるので、可哀想だから「編集長」にしておけ、という配慮で指名されたからです。(と独り勝手に思っているからです)

その二、去る日の運営委員会で、大先輩から「編集」というのは、原稿を集めるところから始まるんだよ。とどんどん電話して！と気合いを入れられました。ところが、人付き合いが下手と来ているので、なにを誰に頼んだらいいのか、さっぱり見当がつかないのです。

その三、浦和に「沖縄一坪反戦地主会・浦和」という集まりがあります。ヤマトの新聞は、安保がある故に沖縄で起きている問題をほとんど伝えないから、自分たちで沖縄の新聞をとって、必要なことを切り抜いて、月一回、B4裏表、二頁の「沖縄タイムス抄」を作り、有志で読み合っています。読み合うというのはいいもんで、読みが深まったり、時には俺たちはどうするか、という話に発展したりします。その四、そこで、お願い！

「独自の三」のような地域や職場でのちょっとした取り組みで結構ですから、気軽に書いて右記宛に送り、変集長を助けてください。

原稿送付先

郵送：〒336-0923

浦和市大間木 393-1 大武昭雄

ファックス：03-3386-2203

電子メール：hankach@jca.apc.org